

平成28年死亡災害の概要

滋賀労働局

平成28年9月30日現在

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生状況
1	清掃・と畜業 15-1-1 (6名)	1月 12時頃	墜落、転落	作業員 70代	被災者は、請負先事業場で水路に転落し、溺死により死亡した。水路上にせり出した樹木からイルミネーションを取り外すため、水路上の橋(水路との高低差約1.5m、高さ約1mの手すり有)に脚立(高さ3m強)を置いて一人で作業していた。どこから水路へ転落したか不明だが、特段の墜落防止措置を講じた様子はなく、事業場責任者は以前に同じ作業を行った被災者に作業方法を一任していた。
2	食料品製造業 1-1-9 (3名)	3月 16時頃	交通事故	配送作業員 60代	配送業務のために軽ワゴン車を運転していた被災者が、対向車の大型トラックと正面衝突して、胸を強く打ち死亡した。被災者が中央線を越えて軽ワゴン車を走行させたことが原因と推定される。
3	金属製品製造業 1-12-9 (2名)	4月 14時頃	飛来、落下	塗装作業員 60代	被災者は、つり上げ荷重2.8トンの天井クレーンで高さ1.6mにつり上げた鉄骨加工物(約700kg)を塗装する作業の補助をしていた。鉄骨加工物は、つり角度が約150度 ^{※1} の2点づりでつり上げられていたところ、フックの外れ止め装置が破損し、ワイヤーロープがフックから外れた。これにより、鉄骨加工物の下で作業をしていた被災者に鉄骨加工物が落下し、動脈切断により死亡した。
4	窯業土石製品製造業 1-9-9 (6名)	6月 9時頃	墜落、転落	運転者 30代	被災者は、車両系建設機械(トラクター・ショベル)で、砂利を移動させている時、敷地内のため池(水深約3メートル)にトラクター・ショベルとともに転落し、溺死した。災害が発生した箇所には、ガードレールや標識の設置がなく、誘導者が配置されていなかった。
5	清掃・と畜業 15-1-3 (2名)	6月 16時頃	高温・低温 の物との 接触	ごみ収集作業員 50代	事業場敷地内において、午後1時から午後2時30分まで草刈機で草刈りを行ったあと、1時間休憩を取り、その後、同僚と共に木の切り枝を回収する作業を午後4時まで行った。午後4時30分頃、被災者は嘔吐し、発汗が多かったことから熱中症が疑われ、救急搬送されたが翌々日に死亡した。熱中症を発症したものと推定される。環境省の「熱中症予防情報サイト」によると、作業をしていた地域における作業当日のWBGT値(暑さ指数)は、最大で28.4℃(午後2時)であった。
6	建築工事業 3-2-1 (3名)	7月 8時頃	はさまれ、 巻き込まれ	解体工 60代	コンクリート圧砕機(車両系建設機械の解体用機械)の小割用アタッチメントに頭部が挟まれ死亡した。被災者は、廃材を入れた袋の帯を当該アタッチメントに引っ掛ける作業をしていた。
7	小売業 8-2-9 (9名)	8月 20時頃	交通事故	運転者 20代	バイクでピザを配達していた被災者が、交差点にて右折待ちをしていたところ、後方から乗用車に追突され、その弾みで対向車線に押し出され、対向車線を走行していた乗用車にひかれて出血多量により死亡した。
8	建築工事業 3-2-3 (4名)	8月 10時頃	崩壊、倒壊	土木作業員 40代	マンションの地下にある排水管を取り替える工事現場において、被災者は、地下に掘ったトンネル内で排水管を取り替える作業を行っていたところ、トンネルの天井部分が崩壊し、その下敷きになって死亡した。

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生状況
9	輸送用機械等製造業 1-15-2 (225名)	9月 3時頃	はさまれ、巻き込まれ	作業員 40代	被災者は一人でバフ研磨機で研磨作業をしていた。バフ研磨機の製品排出部分と、回転する円形テーブルとの間に身体を巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認されたもの。
10	小売業 8-2-5 (30名)	9月 5時頃	交通事故	新聞配達員 60代	新聞配達のためミニバイクを運転していた労働者が交通事故により死亡したもの。ワンボックスカーがセンターラインをはみ出して大型トラックと正面衝突し、この大型トラックが衝突のはずみでセンターラインをはみ出して対向車線を走行していたミニバイクと衝突した。
11	電気機械器具製造業 1-14-2 (506名)	9月 20時頃	はさまれ、巻き込まれ	設備保全員 50代	被災者は、故障した機械の修理作業を行っていた。被災者が、シリンダーに空気を送給しているホースを繋ぎ変えるため、ホースを取り外したところ、機械の作業台が動き出し、作業台と機械外枠との間に胸部をはさまれ死亡した。

※ 本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。

速報性を重視しており、今後、加筆・修正を行う場合があります。

※1 災害発生時の条件の場合、玉掛け作業の安全に係るガイドラインでは吊り角度は60度以内とされている。